



もくじ

- 1P **コラム** 防災と人権 ～誰一人とり残さない備えを～ (人権Web講座より)
- 2P 部落差別のない社会を実現するために
- 3P 熊本県犯罪被害者等支援条例／STOP!コロナ差別 ～気づこう、変えよう、そのひとつ。～
- 4P お知らせ・相談窓口のご案内

これまで、平成28年4月の熊本地震や令和2年7月の豪雨のほか、台風などの災害が、県内各所に大きな被害をもたらしてきました。

こうした災害では、多くの人命や身体が危険にさらされますが、さらに被災したすべての人に人権上の問題が生じる可能性があります。また、不安やストレスから他者への配慮がおろそかになり、通常時よりも人権侵害が起きやすくなります。今回は人権と災害をテーマに柳原志保さんにお話を聴きました。

コラム 防災と人権 ～誰一人とり残さない備えを～

命を大事にすること、思いやりを持つこと

私たちの周りには、性別、年齢、国籍、仕事や経済力、家族構成（子育て中、ひとり親、ケアが必要な家族がいる）等、様々なちがいがあの人たちがくらしています。また、その中には、例えば障がいがある方、難病や疾患を持っている方、発達障がいの方、性的マイノリティの方等、多様な立場の人たちがいます。災害時には、どうしても心にゆとりがなくなります。だからこそ、このような災害時に特に配慮が必要な方々について、普段から気づける人になってほしいと思います。



「歌う防災士しほママ」としてテレビ、ラジオ、新聞などのメディア、講演会等の防災啓発活動で活躍中。

やなぎはら しほ
柳原 志保さん

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

多様なひとたちが
まわりにいる

気づいてますか？



人権の視点から避難所をつくる5つのポイント

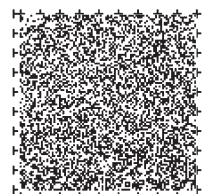
- 1 **プライバシー** (授乳、着替え場所など)
- 2 **情報** (聴覚障がい、外国の方など)
- 3 **食事や授乳** (アレルギー、食べる機能が弱い方など)
- 4 **健康と衛生** (感染症や病気の予防、入浴や口腔ケアなど)
- 5 **孤独死や自殺** (高齢者や社会復帰する力を持っていない方など)

ふくし= **ふ**だんの、**く**らしの、**し**あわせ

私たちは普段も、そして災害時も幸せを追求する権利があります。楽しい時間を持てる。安心して過ごせる。困ったことを相談できる。支援が必要な人に手を差し伸べられる。そんな、普段の暮らしの幸せを感じる毎日を重ねること。これも大切な防災だと私は思います。

*柳原さんのお話は「熊本県人権啓発Web講座」で詳しく学ぶことができます。

この情報誌には
音声コードが印
刷されています。



Uni-Voice

部落差別のない社会を実現するために

部落差別に関わる問題は、居住地や出身地を理由に差別され、全ての国民に保障されている基本的人権が、完全には保障されていないという重大な人権問題です。

～今なお、以下のような部落差別事象が県内においても発生しています。～

〈事例1〉 土地購入に際しての差別問合せ等

個人や企業等が、自治体に対して同和地区の有無や所在地について問い合わせるといった事象が発生しています。



〈事例2〉 インターネット上の差別書き込み

インターネット掲示板やSNS等で、特定の地域や個人が特定できるような差別情報を掲載するといった事象が発生しています。

次のような差別事象も発生しています。

- ・ 公共施設への差別落書き
- ・ 鉄道高架下及び近隣地への差別貼り紙

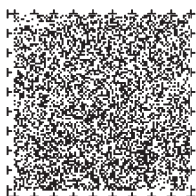


私たち一人一人が、部落差別について正しく理解するとともに、自らの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくことが大切です。

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例 令和2年(2020年)6月29日公布・施行

この条例では、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために、「部落差別の解消の推進に関する法律」の基本理念等を反映させるとともに、県、県民及び事業者の責務を明らかにしています。また、県民や事業者の皆様に対して、以下のとおり規定しています。

- 1 同和地区の所在が書いてある図書や地図等の提供をしてはいけません。
- 2 同和地区であるか否かを他者に教えたり、言い広めたりしてはいけません。
- 3 結婚や就職に際して、その人やその親族が同和地区に住んでいるか、住んでいたかについて調査を依頼してはいけません。また自ら調査をしたり、調査を引き受けたりしてはいけません。
- 4 その他、同和地区に住んでいること又は住んでいたことを理由として、結婚及び就職に際しての差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはいけません。



Uni-Voice

部落差別のない社会の実現に向けて、
私たちみんなで取り組んでいきましょう

熊本県人権啓発キャラクター
ココロ



熊本県犯罪被害者等支援条例 令和2年(2020年)12月22日公布・施行

犯罪による被害は、ある日、突然、誰の身にも起こりえます。犯罪の被害にあわれた方とそのご家族は、犯罪そのものによる被害を受けるだけでなく、その後の周囲との関わりの中で精神的・経済的な負担がかかり、それまでのような日常生活を送ることが難しくなります。



犯罪の被害にあわれた方やそのご家族の現状を理解し、心に寄り添い、被害者の視点で支えていくことが大切です。熊本県では、令和2年12月22日に熊本県犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等への理解促進や関係機関の連携強化など、支援の充実に取り組んでいます。



STOP!コロナ差別 ~気づこう、変えよう、そのひとつ。~

県民の皆様へのお願いです。

- 1 医療従事者やエッセンシャルワーカーに感謝の気持ちを持って接し、エールを送りましょう。
- 2 正しい知識をもとに、感染された方やその家族に思いやりを持って接しましょう。
- 3 思い込みを避けて、正しい情報を確認し、冷静に行動するようにしましょう。

山鹿エールプロジェクト

山鹿管内では、大規模クラスターが発生するなど、新型コロナウイルス感染対策で医療従事者は長期戦を強いられています。

このような状況の中、山鹿保健所が本プロジェクトを企画し、最前線で御対応いただいている医療従事者の皆様に対し、山鹿市立山鹿中学校の合唱部及び吹奏楽部の皆さんが演奏を通じてエールをお届けしています。

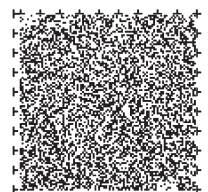
また、本プロジェクトは、厚生労働省の「#広がれありがとうの輪」プロジェクトや法務省とも連携し、日本全国へエールをお届けしています。



©2010熊本県くまモン 撮影日: 令和2年(2020年)12月20日



(動画リンク)



Uni-Voice

開講中

令和3年度(2021年度)熊本県人権啓発Web講座



開講期間は令和3年(2021年)7月21日から、令和4年(2022年)3月31日まで

熊本県人権関係登録講師等、15名の講師によるオンライン研修です。
期間中はいつでも、どこでも、だれでも、無料で受講できます

各コマ
30分

- 県が提供する動画をYouTube(ユーチューブ)で視聴する研修です。
- 右のQRコードを読み取り、専用申込みフォームから氏名、所属、メールアドレスをご記入の上、お申込みください。

URL:https://s-kantan.jp/pref-kumamoto-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5142

詳しくは、人権啓発Web講座チラシまたは人権センターホームページをご覧ください。



募集中

人権メッセージ「わたしの思いやり宣言」を募集しています。



「やさしさ」に出会うと「笑顔」になります。

たとえばインターネットを使うときなど、
あなたはどんな「思いやり」のある
ことばや行動を心がけていますか？



募集内容 「やさしさを広げよう ～わたしの思いやり宣言～」

募集期間 令和3年(2021年)7月5日(月)～9月10日(金) 必着

応募方法 郵送、Eメール、FAX、電子申請サービス

受賞者には、表彰状と記念品(5,000円分の図書カード)を贈呈します。

詳しくは、人権メッセージ募集チラシまたは人権センターホームページをご覧ください。

人権に関する相談窓口

専門の相談員が、電話で人権に関する相談をお受けします。

相談専用TEL 096-384-5822

受付時間 月～金【祝、年末年始(12/29～1/3)を除く】
9:00～12:00
13:00～16:00



熊本県人権センター(熊本県人権同和政策課内)

情報誌へのご意見、ご感想をお寄せください

送付先 〒862-8570
熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県庁 新館2階

熊本県人権センター
(熊本県人権同和政策課内)

開館時間 8:30～17:15

休館日 土・日・祝・年末年始(12/29～1/3)

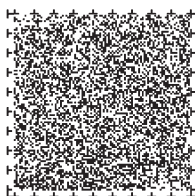
TEL 096-333-2299

FAX 096-383-1206

メール jinken@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページへのアクセスは で

※右のQRコードを読み取ってもアクセスできます。



発行者:熊本県
所属:人権同和政策課
発行年度:令和3年度(2021年)